

I-1 整備管理者制度について

1. 整備管理者制度の目的

自動車の安全性の確保と公害の防止を図るために、自動車の使用者が自主的な点検と必要に応じた整備を確実かつ適切に行い、維持管理することが原則です。

しかし、自動車運送事業者等のように自動車の保有台数が多くなると、自動車の使用者自らが自動車を点検・整備することが困難となる場合が多く、これらを自動車の運転者に任せることとなり、その結果、自動車の点検・整備が確実に行われないことになりかねません。

整備管理者の制度は、このような問題に対処するため、自動車使用者が自動車の点検・整備に関する専門的な知識・技能を有する者を整備管理者として選任し、その者に対して、点検・整備等の管理に関する権限を付与することにより責任体制を確立し、もって自動車の安全性の確保と公害の防止を図ることを目的としています。

2. 整備管理者の選任を必要とする使用者

次に掲げる自動車を使用する自動車の使用者は、使用の本拠ごとに整備管理者を選任しなければなりません。(道路運送車両法施行規則第31条の3)

整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に管轄の陸運事務所へ届出が必要です。また、これを変更したときも同様です。

事業用	バス（乗車定員11人以上）	1両
	タクシー・トラック	5両
	軽トラック	10両
自家用	バス（乗車定員30人以上及びレンタカー）	1両
	バス（乗車定員11人以上29人以下）	2両
	トラック等（乗車定員10人以下で車両総重量8t以上）	5両
	レンタカー（乗車定員10人以下）	10両